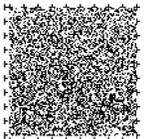
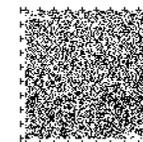


1 「思いやりの心を醸成するための心のバリアフリーの推進に向けて」について

ページ	修正内容	意見内容
全般	カタカナ語について必要な注釈を追加、あるいは、カタカナ語の一部を削除又は言い換え。	全般にカタカナが非常に多い。使うなどと言わないが、必ず注釈をつけて説明を加える必要がある。
2	第1章のタイトルを「心のバリアフリーに向けた取組の強化」に修正。	タイトルを変えてもらいたい。思いやりの心を醸成することが目的ではなく、平等・対等な社会参加を実現することが目的にならないといけない。
2	1を加え、障害者の権利に関する条約や障害者差別解消法において、障害者の社会参加は権利であり、平等に社会参加できないことは差別とされていることを記載。	<p>障害者権利条約や障害者差別解消法の立場は、障害のある方が平等な社会参加ができないのは差別だ、平等な社会参加をするのは権利だとしており、これは社会や人が思いやりがあろうがなかろうが実現されなければならないというもの。思いやりの心は重要だが、権利条約や差別解消法の立場と、思いやりの心を醸成して社会参加をサポートするという立場を書き分けないといけない。</p> <p>障害者権利条約を批准した国として、まず、国や都をはじめ行政がすべての人々の権利を保障することにより、心のバリアフリーが実現するということを明記する。</p> <p>障害者のことだけに論点を絞るわけにはいかないが、特に、国際条約である障害者権利条約を批准した時点で、日本は障害者の社会参加の考え方を変えたというメッセージを最初に述べるべき。</p>



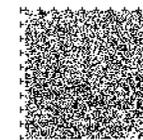
ページ	修正内容	意見内容
2	1 を加え、心のバリアフリーのためには、すべての人が意識を変え、人々の多様性を理解し、バリアを除去するための具体的な方法・技術に関する知識を習得する重要性等について記載。	<p>思いやり教育ではなく、障害者が社会参加できる教育、つまり人権教育と平和教育をきちんと行う必要がある。個々の人格と権利を認める教育をすることが重要。年齢に応じて、学校教育でも、社会教育でも、すべての人々の権利の大切さを教えることにより、心のバリアフリーの推進が実現する。</p> <p>今までのような障害に対する理解教育ではいけない。様々な意識の問題、対応や技術の問題を述べていかないといけない。</p> <p>お互いを知ることは大切だが、一緒にいるだけでは子供たちの人権意識は上がらない。人権の侵害に当たる行為というものを子供たちにしっかり知ってもらうことが大切。単に優しくするとか、そういう問題ではない。また、その問題を教育に押しつけるだけではなく、すべての人が人権問題として捉えないといけない。</p> <p>法的に人権が認められても、偏見や差別等の意識の問題が解決するわけではない。法整備とともに、その理念や精神を自分の問題として考え、すべての人が適切なアクションを行うことができるようにする「心のバリアフリー」の推進が必要。</p> <p>例えば、公共交通機関で満員のときに声が出せない人の場合、無理にでも体で押して出るしかないときがある。見た目ではわからないところをわかってほしいという思いがある。</p>



ページ	修正内容	意見内容
2	1 を加え、心のバリアフリーを推進するための重要な事項等について記載。	<p>「心のバリアフリー」は何を目指す活動であるかを具体的な行動として捉えるようにした方がいい。例えば、以下の事項は、心のバリアフリーを構成する要件として明記する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)世の中には、様々な人が存在していることを知る (2)様々な人の中には、日常的にバリアを感じさせられている人がいることを知る (3)彼らが感じているバリアの中には、人権侵害に相当するものもあることを知る (4)多くの人が無知無識のうちに、バリアを創り出している可能性があることを知る (5)合理的配慮という考え方の重要性を知る (6)バリアを軽減するためには、すべての人が意識を変え、社会制度を変革していく必要があることを知る (7)バリアを軽減するための具体的な方法（技術）を知る (8)バリアを軽減するための技術を実践できるようにする
3	1 を加え、心のバリアフリーをまちなかで行動に表すためには、まずは積極的に声を掛けることが重要であることを記載。	見える障害に対して、どういう風に手を貸そうかというのはある程度想像できて、働きかけることもできるが、見えない障害に対して、どうしていいかわからないというのが大きな問題。
3	1 を加え、声を掛け合い、助け合い、支え合える社会の実現を目指すことを記載。	<p>思いやりの心というのは大事だが、一方通行的な支援の形に見えてしまいがち。これからは双方向性で、あるときは支えられるけれども、自分が助けるということもある。そういう双方向性を強調すると、平等とか対等な社会参加とか、権利としての部分が見えてくる。</p> <p>障害者が障害者をお互いに支えていくということも大事。障害者同士だからこそわかり合えるということもある。</p>

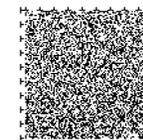


ページ	修正内容	意見内容
9	Iの提言で、学校でのユニバーサルデザイン教育について記載。	小学生の教育から人権とその多様性を適切に教えるよう、プログラムとして作る必要がある。
		小学校、中学校、高校における学校教育で障害者のことを理解してもらい、実際に触れ合って認識してもらうことが、心のバリアを解消するためには重要。
9	Iの提言で、障害当事者の意見を聞きながら策定することを記載。	教育のところで、当事者の声を聴きながら進めるということを盛り込んでほしい。
12	Vの提言で、ヘルプマークについて記載。	聴覚障害で発声がうまくできない事例に関して、障害を顕在化させて他者からも見えやすくなるよう「身に着ける障害マーク」を推奨したい。
		ヘルプマークがあることを健常者に知らせ、ヘルプマークを提示している方を積極的に支援するよう啓発する。
9～12	5における各取組において、障害当事者の参加について記載。	心のバリアフリーで一番大切なことは、お互いを知る機会を持つこと。知る機会を学校教育や社会に出た後に作り出せるかが大事。

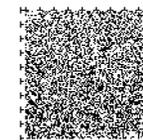


2 「様々な障害特性等に配慮した情報バリアフリーの充実に向けて」について

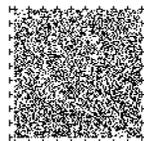
ページ	修正内容	意見内容
全般	カタカナ語について必要な注釈を追加、あるいは、カタカナ語の一部を削除又は言い換え。	全般にカタカナが非常に多い。使うなどと言わないが、必ず注釈をつけて説明を加える必要がある。
13	1 を加え、情報バリアフリーの理念等について記載。	最初に情報バリアフリーの理念をまとめるべき。今、まちにある情報は、一部の人（障害のない健康な若者）にしか使えない情報になっていることをまず明確にすべき。
13	1 を加え、機器や技術を導入した場合であっても、必要とする人に確実に情報が届くよう工夫して提供することが重要であることについて記載。	<p>「パソコンやスマートフォンからインターネットにアクセスして」とあるが、アクセスできない高齢者、障害者も多くいるはずで、そういう人に対する配慮が全体的に欠けている。福祉のまちづくりなのだから、人から人への情報の伝達というものに重きを置くような、温かいものが欲しい。</p> <p>視覚障害者に対する音声情報対応で、画一化されて、複数の音声混じり合ってしまったら、トータルの音の環境が使えない状態になっていることがある。こうした環境を見直すということも重要。</p>
14	2 の冒頭で、必要な配慮に関して、複数の障害がある人もいることについて記載。	障害分けに関して、言語障害を聴覚障害者と同じところに並べているが、言語障害プラス記憶障害など、単純に分けられないこともある。自分に関係する障害が入っていないと困る。



ページ	修正内容	意見内容
14	2の冒頭で、情報バリアフリーに向けた取組を効果的に進めるために、当事者からの意見を聞く必要性について記載。	<p>障害特性に配慮するために、当事者団体の意見を必ず聞いてもらいたい。様々な障害者団体があり、情報のニーズが違ってくことから、一団体ではなく、なるべく多くの団体から意見を聞いてもらいたい。</p> <p>障害特性に配慮するために、当事者団体の広報を活用し、紹介してもらいたい。内部障害や難病等、新たに障害を位置づけられたものの配慮を広めることは重要。</p> <p>福祉のまちづくりには障害者団体が大きな役割を果たしてきた。情報バリアフリー、心のバリアフリーを進めるに当たっても、障害者団体を活用すべき。</p>
14	2の冒頭で、情報バリアフリーに向けた取組を効果的に進めるために、様々な媒体・手段を駆使した取組を検討する必要性について記載。	<p>情報保障の捉え方として、人的支援を含めて考えてもらいたい。例えば、視覚障害者の移動を支援する同行援護制度では、移動をしながら情報保障を行うようになっている。</p> <p>情報保障は人の配慮が必要。特に、鉄道等の安全の情報は人に頼らなくてはならない面がある。</p>
14	(2)の項目名で、身体障害者福祉法の表現どおり「音声機能・言語機能・そしゃく機能障害」に修正。	障害特性の記述については、用語を精査した方がいい。「音声・言語・そしゃく障害」というまとめ方は確認すべき。
14	(2)で、コミュニケーション方法は多様であるとの表現に修正。	「聞こえ方は多様である」とあるが、「コミュニケーション能力は多様である」という書き方にしてもらいたい。



ページ	修正内容	意見内容
15	(2)で、発語が円滑にできないことに対する配慮について記載。	言語障害や発音障害も情報障害と位置づけ、脳性マヒによる言語障害、失語症、喉頭摘出、吃音など、対応を提起すべき。
15	(3)で、具体的に、ゆっくり、わかりやすく状況を説明することが必要である旨を記載。	自閉的傾向のある人は、予期しない出来事に遭遇するとパニックに陥る場合があるので、具体的な状況説明と安心感の持てる情報が必要。
17	(9)で、外国人への必要な配慮として、わかりやすい日本語について記載。	外国人のところに、「やさしい日本語」に関する記述があってもいい。日本語の理解のレベルが色々あるので、理解できるかできないかというだけの捉え方をしない方がいい。
24	IVの現状で、ICT機器の整備が十分進んでいない旨を記載。	テレビ電話を活用した手話通訳が可能になっていることなどを踏まえた課題、具体的には「インターネットを活用した動画通信技術が進んでいるが、活用はまだまだの状態である」などの表現を入れてほしい。
24	IVの現状で、必要な情報を確実に伝えるためには、ハード面の充実だけでなく、職員等が適切に対応することも重要である旨を記載。	<p>情報を受け取る人にきちんと届かないと意味がないが、障害等によりそれが届かない可能性がある。そのときに、情報ボランティアというような人の支援、人と人とのかわりが重要。</p> <p>ユビキタスの機器は使いこなせなかった。新しいIT機器に関しては、試験期間を一定程度設けることが必要で、使いこなせない人もいることを覚えてほしい。</p> <p>高齢者はスマートフォン等には対応しにくく、障害者でもスマートフォンやインターネット等をよくできる人もいれば、対応できない人もいることを忘れないでほしい。</p>



ページ	修正内容	意見内容
26	VIの提言で、手話通訳を準備する場合の注意点について記載。	単に手話通訳を準備すればいいということではなく、見やすい配置や照明の調整なども必要であることを書いてほしい。
26	VIIの提言で、避難経路や避難場所等について日頃から周知を図ることと、避難所等における情報提供について、分けて記載。	災害時の情報については、事前と発生時に分けた方がいい。避難所や避難経路の事前の情報提供を徹底して行うとともに、帰宅困難者に対する情報伝達も各障害に応じて対策を練るべき。
27	VIIの提言で、ヘルプカードの工夫が必要である旨を記載。	ヘルプカードについては、今後も工夫する必要がある。 ヘルプカードは普及だけではなく、工夫という言葉も入れた方がいい。個人情報が見えであったり、紙で作ったためにボロボロになったという問題が起きている。
31	主な法令等で、障害者の権利に関する条約について記載。	法令等の規定に障害者権利条約を位置づける。

